

別紙①

短期入所生活介護施設 はっさむ「はる」料金表

令和7年4月現在

利用者負担段階	要介護度	介護保険費用1割	食費	居住費	合計
第4段階	要支援1	568円	1,700円	2,330円	4,598円
	要支援2	697円			4,727円
	要介護1	800円	4,830円		
	要介護2	869円	朝食483円 昼食615円 夕食602円		4,899円
	要介護3	945円	4,975円		
	要介護4	1,018円	5,048円		
	要介護5	1,088円	5,118円		
第3段階 (Ⅱ)	要支援1	568円	1,300円	1,370円	3,238円
	要支援2	697円			3,367円
	要介護1	800円			3,470円
	要介護2	869円			3,539円
	要介護3	945円			3,615円
	要介護4	1,018円			3,668円
	要介護5	1,088円			3,704円
第3段階 (Ⅰ)	要支援1	568円	1,000円	1,370円	2,938円
	要支援2	697円			3,067円
	要介護1	800円			3,170円
	要介護2	869円			3,239円
	要介護3	945円			3,315円
	要介護4	1,018円			3,388円
	要介護5	1,088円			3,458円
第2段階	要支援1	568円	600円	880円	2,048円
	要支援2	697円			2,177円
	要介護1	800円			2,280円
	要介護2	869円			2,349円
	要介護3	945円			2,425円
	要介護4	1,018円			2,498円
	要介護5	1,088円			2,568円
第1段階	要支援1	568円	300円	880円	1,748円
	要支援2	697円			1,877円
	要介護1	800円			1,980円
	要介護2	869円			2,049円
	要介護3	945円			2,125円
	要介護4	1,018円			2,198円
	要介護5	1,088円			2,268円

※1 介護費用1割負担額の考え方:

介護度	単位	機能訓練配置加算	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	看護体制加算(Ⅲ)(Ⅳ)	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	1日単位	1単位=10.17円	その他、個別加算
要支援1	529	12単位	18単位	(Ⅲ) 12単位 + (Ⅳ) 23単位	18単位	559	568円	総単位数×14.0%の1(2~3)割をご負担いただきます。介護度により1日概ね80~160円となります。
要支援2	656					686	697円	
要介護1	704					787	800円	
要介護2	772					855	869円	
要介護3	847					930	945円	
要介護4	918					1001	1018円	
要介護5	987					1,070	1088円	

※2 利用者負担段階:

184単位/片道

第1段階 世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方

第2段階 世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方

第3段階(Ⅰ) 世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方

第3段階(Ⅱ) 世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超える方

第4段階 第1.2.3段階以外の方

★ その他、別途お支払いいただく料金

日常生活費

サービス内容	金額	内 容
タオル使用料	15円/日	1日1枚、フェイスタオルを交換します。
	35円/回	1回の入浴時、バスタオル+フェイスタオル
テレビ使用料	150円/日	
冷蔵庫使用料	100円/日	
電話使用料	実費	PHS(携帯電話)を貸出します。通話分のみお支払いいただきます。
送迎費(片道)	概ね187円	札幌市外 片道概ね10km未満 300円
		札幌市外 片道概ね10km以上 600円
理・美容費		週1回程度、外部営業店が出張してきます。
美容カット	2,300円	男性/概ね第3週目 女性/毎週金曜日
男性カット・顔そり	2,700円	
パーマ	5,200円～	
毛染め	4,000円～	
シャンプー・セット	1,700円～	
認知症専門ケア加算 (I) ※体制が整った場合に算定	3単位/日	
療養食加算 ※個別に該当した場合	8単位/回	医師の発行する処方せんに基づいて、糖尿病・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・高脂血症食・痛風食等を提供した場合。1日3食を限度とし、1食を1回として1回単位の評価。
看取り連携体制加算 ※看取り期になった場合	64単位/日	看護職員の体制確保や対応方針を定め、看取り期の利用者に対してサービス提供を行うこと。 ①看護体制加算(Ⅳ)イを算定していること。 ②看護体制加算(Ⅲ)イを算定しており、かつ、短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は施設の看護職員との連携により24時間連絡出来る体制を確保していること。 ・看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。